

見附市訓令第5号

組織機構改革に伴う関係訓令等の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年8月21日

見附市長 稲田 亮

組織機構改革に伴う関係訓令等の整理に関する訓令

(見附市市民生活課戸籍事務電子計算機処理に係るデータ保護管理要領の一部改正)

第1条 見附市市民生活課戸籍事務電子計算機処理に係るデータ保護管理要領(平成27年見附市訓第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市市民税務課戸籍事務電子計算機処理に係るデータ保護管理要領  
第1条中「市民生活課」を「市民税務課」に改める。

第5条第1項中「戸籍法」の次に「(昭和22年法律第224号)」を加える。

第6条第1項中「市民生活課」を「市民税務課」に改め、同条第2項中「市民生活課長」を「市民税務課長」に改める。

第8条第1項中「次の各号」を「次」に、「市民生活課市民係」を「市民税務課市民窓口係」に改め、同条第2項中「見附市電子計算機処理管理運営規程」の次に「(昭和63年見附市訓令第3号)」を加える。

(見附市職員倫理規程の一部改正)

第2条 見附市職員倫理規程(平成27年見附市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「産業建設部長」を「産業部長、都市基盤部長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。